

発議第 12号

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年9月9日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
" " 小 林 栄 治
" " 折 戸 幸 博

賛成者 江差町議会議員 大 門 和 子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書

全国各地で異常な大雨に見舞われ土砂災害が相次ぎ、死者と行方不明者が発生し甚大な被害を出している。北海道でも宗谷管内礼文町で高さ50メートル、幅50メートルにわたり崩れた土砂が住宅を直撃し2人が亡くなった。また、河川の氾濫によって家屋・商店、農作物・工場などが浸水し、市民生活や営業にも大きな影響をおよぼしている。

これほどの大災害が起きてしまったのは、「1時間の雨量が100ミリを越すような記録的なもの」「50年に1度の大雨」ということもあるが、共通した問題として、大雨に対する対策が遅れていることである。土砂災害警戒区域の指定作業の遅れ、警戒区域に指定するための現地調査の未実施、砂防ダム整備・河川整備の遅れ、避難指示・避難所の受け入れ体制づくり等々、災害に襲われた際、被害を最小限に食い止める対策とその後の対応を改善することが求められている。

土砂災害の対策で最も大切なことは、危険個所を周知し、避難対策を整備することと施設整備を行うことである。

北海道には約1万2千もの土砂災害危険個所があるが、法律に基づき指定する「土砂災害警戒区域」は約1400個所と、指定率は全国でも最低水準の12%程度にとどまっている。

警戒区域に指定されたなら、土砂災害防止法に基づき、市町村の地域防災計画に災害発生時の避難路や避難所などの記載、ハザードマップ作成・さらに特別警戒区域に指定されたなら、宅地開発が許可制になるなど土地利用に規制などの対策が講じられる。

海に囲まれた北海道には、礼文町のように海岸沿いの崖下に居住する地域が多数点在する。警戒区域に指定するための現地調査を急ぎ、その結果を住民に周知することが求められている。

河川の点検を行い、氾濫の危険性があるところの整備が急がれている。

今回のような大災害が全国どこでも起こりうることを前提に、災害を防ぐ対策を抜本的に見直し、警戒を強めるべきである。

よって、以下の対策を強く国に求めるものである。

記

1. 警戒区域指定促進は必要な危険個所調査にともなう事業費の国庫負担割合(現在3分の1)を増額すること。
2. 危険区域の施設整備を行い対策を強めること。
3. すでに危険区域に建設されている住宅に対しては、全国各地で実施している「宅地防災工事助成制度」「危険住宅移転事業」(仮称)などの制度を創設すること。
4. 河川整備費を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月9日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫